

土地の埋立て等を行う  
土地所有者・事業者等のみなさんへ

武豊町

# 武豊町土地の埋立て等による 土壌の汚染及び災害の発生の防止に 関する条例 概要版

## お問い合わせ先

この概要説明版は、条例の内容を分かりやすく説明するため、詳細な規定は省略してあります。  
事業の計画や実施に当たって、ご不明な点がございましたら、次までお問合せください。

武豊町役場 生活経済部環境課 電話 0569-72-1111 内線 354  
FAX 0569-72-1326  
E-mail [kankyo@town.taketoyo.lg.jp](mailto:kankyo@town.taketoyo.lg.jp)

## はじめに

武豊町では、土砂等による土地の埋立て等において、土壌の汚染や災害の発生を未然に防止し、住民の生活環境の保全と住民生活の安全を守ることを目的に「武豊町土地の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」を制定しました。

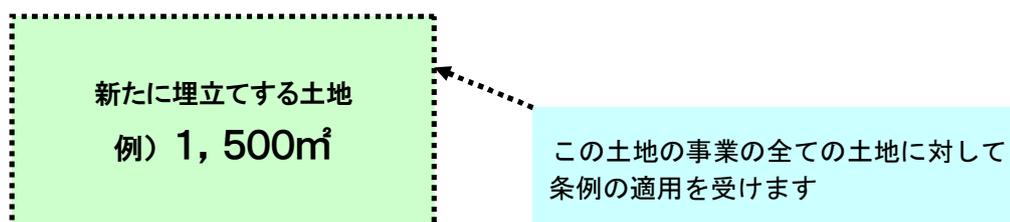
この条例では、事業区域の面積が**1,000㎡以上**の土地の埋立て等の事業（適用事業という）を行うときは、町の許可を受けることが必要となります。

土壌汚染を防止するための安全基準を設けることで、この基準に適合しない土砂等の使用を禁止するとともに、盛土や堆積の構造基準を定めて、土砂等の流出や崩落などの災害発生を防止します。

<条例第1条、第7条、第8条関係>

## 適用事業

- ① 土地の埋立て等を行う事業区域の面積が1,000㎡以上になる場合

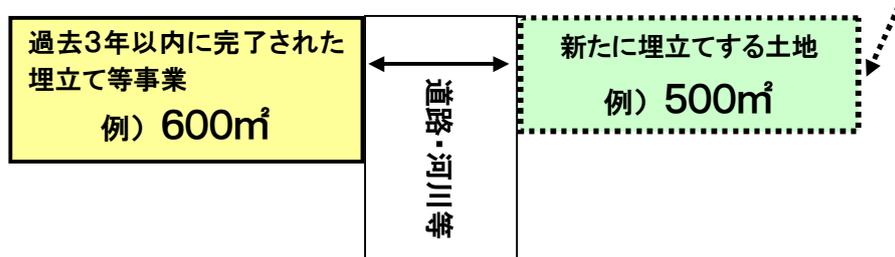


- ② 1,000㎡に満たない土地の埋立て等であっても、その区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲100mの区域内において、過去3年以内に完了された埋立て等事業の面積を合算して1,000㎡以上になる場合

### A. 【隣接する区域】

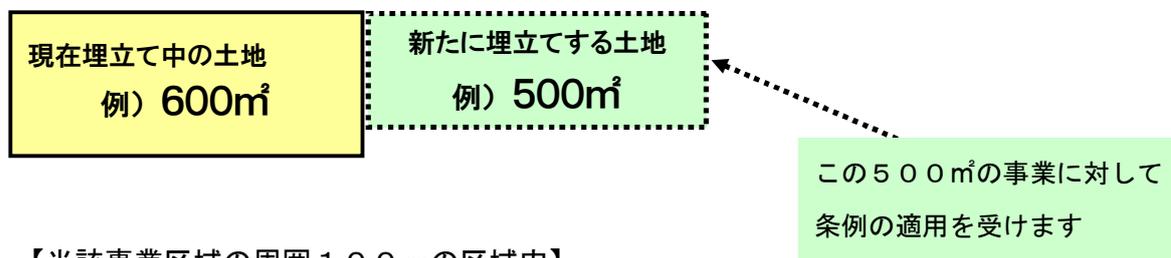


### B. 【当該事業区域の周囲100mの区域内】

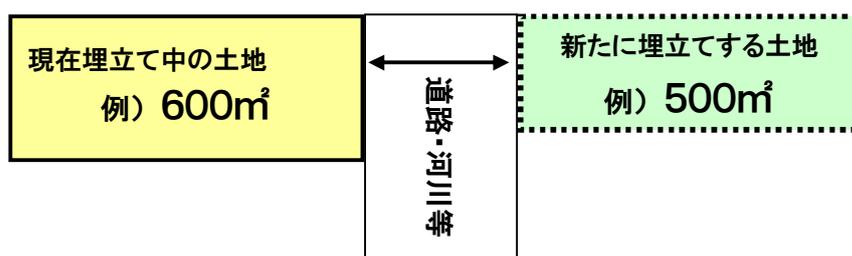


- ③ 1,000㎡に満たない土地の埋立て等であっても、その区域に隣接する区域又は当該事業区域の周囲100mの区域内において、現在施行中の埋立て等事業の面積を合算して1,000㎡以上になる場合

A. 【隣接する区域】



B. 【当該事業区域の周囲100mの区域内】



※上記以外にも、適用事業になる場合があります。

<条例第3条関係>

## 許可を要しない事業

- ①国、地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等

例：日本下水道事業団、土地改良法により許可を受けた土地改良区連合、地方道路公社など

- ②法令の規定による許可等を受けた土地の埋立て等であって、規則で定めるもの

例：文化財保護法、森林法、砂防法、河川法、港湾法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の規定で許可を受けた土地の埋立て等

- ③前2号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

例：ア 農業の生産性又は栽培の管理の効率性を向上させることを目的として行われる農地改良に伴う土地の埋立て等で、次に掲げるもの

- ・盛土した部分の高さの最大値が1m以内
- ・切り下げた部分の深さの最大値が60cm以内
- ・掘削した部分の深さの最大値が60cm以内

イ 災害のために必要な応急措置として行う土地の埋立て等

ウ 土地所有者が自ら居住し、又は使用する建築物を建築するために行う土地の埋立て等

※上記以外にも、その他規則で定めていますので「条例・規則」でご確認ください。

<条例第3条関係>

## 事業の手続き（流れ）

◇ 事業を開始する前に…… \* 5ページ参照



### ① 事前打合せ



- その後…
1. 土地所有者等の同意
  2. 周辺住民等への事業計画の説明会開催

### ② 許可の申請 \* 審査にはおよそ1か月程度必要となります

- 必要書類：
1. 土地所有者等の同意書(様式第3号)
  2. 説明会結果報告書(様式第4号)
  3. その他規則で定める書類

◇ 事業の許可がおりたら…… \* 6ページ参照

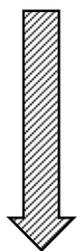
### ① 事業開始までに行うこと



- 着手7日前まで ⇒ 着手届出の提出  
着手前まで ⇒ 標識の掲示  
施工管理者の設置



### ② 事業の開始



#### 事業期間中

- ・ 管理台帳の記録 (毎日)
- ・ 定期報告  
職員立会いの上、事業開始から3か月ごとに土壌調査をし、結果を報告(3,000㎡以内に等分した個所毎に作成)
- ・ 事業の休止届出、再開の届出

### ③ 廃止・完了

事業の廃止・完了の届出(14日以内)

事業区域を3,000㎡以内の区域に等分し、その区域ごとに土壌の地質検査を実施・報告

## 許可基準



以下の項目が許可基準となります。

- 事業区域内の土地の所有者や権利者の同意を得ていること。
- 周辺住民等に対する事業説明会が行われていること。
- 施工管理者を置くこと。
- 搬入する土砂に有害物質が含まれていないこと。
- 土砂等の発生場所が特定されていること。
- 土砂等の性質は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当していること。

(搬入する土砂等の地質検査の適用除外)

- ・ 地方公共団体が行う公共事業で発生した土砂等で、町が安全基準に適合していると承認したとき
- ・ 採石法・砂利採取法等に基づき許認可等を受けた土砂等の採取場から採取された土砂等で、土砂等の発生元等を証明する書面が添付されたとき

- 「施工に関する基準」を満たしていること。(条例施行規則で定める別表第2)  
例えば、区域ごとの保安距離の確保や埋立て等の高さ、法面の勾配などについて規定しています。
- 「生活環境の保全及び災害の発生の防止のために必要な措置に関する基準」を満たしていること。(条例施行規則で定める別表第3)  
例えば、土砂の崩壊を始め、粉じんの飛散対策や交通安全対策が挙げられます。
- 2年以内に完了する事業計画であること。  
(土砂等の入れ替えを常とする一時的な堆積を行う場合は除きます)

<条例第8条関係>

## 事業主のみなさんへ

この条例の対象となる埋立て等の事業を行う場合は、あらかじめ町長の許可を受ける必要があります。

また、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じ、条例による施工上の基準を順守し、無秩序な埋立てとならないようにしなければなりません。

さらに、事業の施工中は「土地の埋立て等施工管理台帳」の整備や土壌の汚染の状況を調査、報告することとなっております。 <条例第5条、第7条、第19条、第20条関係>

### ◇ 許可に関する手続き

#### ◎事前打合せ

新たに事業を始める場合は、環境課及び関係各課にご相談ください。

#### ◎土地所有者の同意

事業区域内の土地所有者やその土地にかかる権利（地上権、賃借権など）を有する者に対して、事業計画を説明し、同意を得なければなりません。

#### ◎周辺住民等への事業計画の説明会開催

許可を受けようとするときは、あらかじめ隣接地権者と当該事業区域の周囲300mの土地に居住する住民（周辺住民）に対して、説明会を開催しなければなりません。

#### ◎許可の申請

当該事業を行おうとするときは、あらかじめ町長の許可を受けなければなりません。許可を受けようとするときは、規則で定める許可申請書に下記の書類を添付し、提出しなければなりません。

##### 主な添付書類

- ・ 土地所有者等の同意書
- ・ 説明会結果報告書
- ・ 隣接地権者等の承諾書
- ・ 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画
- ・ 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所において採取した土壌の地質検査の結果
- ・ 土砂等の発生から処分までの経路を示した図
- ・ 土砂等の発生者が発行する土砂等発生元証明書 など

<条例第7条関係>

### ◇ その他

#### ◎定期的な報告義務

搬入した土砂等について、定期的な土壌調査を実施し、町へ報告する義務があります。

#### ◎罰則

措置命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰則に処するなどの罰則規定を設けています。

<条例第20条、第21条、第30条、第31条、第32条関係>

## ◇ 事業を着手する前までに行うこと



### ◎ 事業を着手する7日前までに行う手続き

#### ◇ 着手の届出

- ・許可を受けた事業主は、当該許可を受けた事業に着手する7日前までに土地の埋立て等着手届出書(様式第19号)の提出をしなければなりません。

### ◎ 事業を着手するまでに行うこと

#### ◇ 標識の設置等

- ・土砂等による土地の埋立て等に関する標識(様式第20号)の届出を提出してください。
- ・標識の設置と事業区域を容易に把握できるよう柵を設け、その柵は事業区域内が目視できる構造としてください。
- ・事業区域内の見やすい場所に、立入り禁止の看板を設置してください。

#### ◇ 施工管理者の設置

- ・生活環境の保全や災害の発生を防止するため、施工管理者は常駐させなければなりません。

<条例第12条、第13条、第18条関係>

## ◇ 事業実施期間中に行うこと

#### ◇ 管理台帳の整備

- ・毎日の搬入時刻、搬入車両の登録番号、搬入業者の名称、数量、積み込み場所等を土地の埋立て等施工管理台帳(様式第25号)に記載する必要があります。

#### ◇ 定期報告

- ・着手した日から、3か月ごとに事業区域内の土壌の汚染の状況について、町職員立会いのもと調査を行い、1か月以内に町長に報告する必要があります。  
埋立て等の事業を実施している区域を3,000㎡以内に等分し、その区域ごとに土壌の地質検査を実施します。

<条例第19条、第20条関係>

## ◇ 完了・廃止・休止したときの手続き

### 事業を完了・廃止・休止した日から14日以内までに行う手続き

#### ◇ 完了・廃止・休止の届出

- ・事業主は、当該事業が完了したときは、土地の埋立て等完了届出書(様式第21号)を、また、当該事業を廃止又は休止するときは、土地の埋立て等廃止・休止届出書(様式第22号)を14日以内に提出しなければなりません。
- ・完了後、上記「定期報告」同様、土壌の汚染状況について、町職員立会いのもと調査を行います。

<条例第14条、第15条関係>

## 土地所有者のみなさんへ

適切な土地の埋立て等の事業を行うためには、事業主による適正な施工管理が不可欠ですが、事業主と土地所有者の連携も大変重要になります。

この条例では、土地の埋立て等を行う事業主に対して当該事業に同意をするときには、その土地所有者に対して、次の責務が生じます。 <条例第6条関係>

### ●土地所有者の責務

- ・ 土壌の汚染及び災害が発生するおそれがないことなど事業計画を十分確認したうえでなければ、事業主に対して当該事業に同意してはなりません。
- ・ 事業主は、周辺住民等に当該事業の理解を得るよう努めるとともに、土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するために必要な措置を講じなければなりません。これを事業主が怠った場合は、事業主に代わり土地所有者がその措置を講じなければなりません。

<条例第6条関係>

### ●土地所有者に対する措置命令

- ・ 規則で定める基準に適合しない土砂等が搬入されたり、土砂等の崩落などの発生防止のため、緊急の必要があるとき、町は事業主だけでなく、土地所有者に対しても、必要に応じて措置命令を行う場合があります。町からの措置命令を受けたときは、基準に適合しない土砂等の撤去や、災害の発生防止のための必要な措置を講じなければならないこととなります。

<条例第25条、第26条関係>

## 用語の解説

① 土地の埋立て等	土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をする行為をいいます。
② 土 砂 等	土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいいます。 ※いわゆるゴミが混じってはいけません。
③ 事業区域	土地の埋立て等を行う区域をいいます。
④ 事業主	土地の埋立て等に関する請負契約の発注者又は請負契約によらないで自ら土地の埋立て等を行う者をいいます。
⑤ 土地所有者	事業区域の土地の所有者をいいます。
⑥ 土地所有者等	事業区域の土地の所有者又は当該土地に関して用益権（地上権、地役権又は賃借権等をいう。）を有する者をいいます。
⑦ 隣接地権者等	事業区域の土地に隣接する土地の所有者又は当該土地に関して用益権を有する者をいいます。

<条例第2条関係>